

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和5年8月22日(火) 午前10時00分～午前10時28分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 6番 今原ゆかり、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛
オブザーバー
議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克
一般2名

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政G

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和5年9月定例会について
 - (1) 議案の説明について

- (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について
 - (4) 決算特別委員会委員の選任について
 - (5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて
- 2 議会運営に関する申合せ事項について
 - 3 今後の議会運営委員会の日程等について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会します。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い、逐次進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和5年9月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構ですので、よろしく願いいたします。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座のまま御説明いたします。

それでは、令和5年9月定例会に付議させていただきます案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、同意が1件、一般議案が第49号から第53号までの5件、補正予算が第54号から第61号までの8件、認定が8件、報告が2件の計24件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。

同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、同意第18号、教育委員会委員の任命については、現委員の磯貝毅氏の任期満了に伴い、新たに岩月昇治氏を任命いたしたく、御同意をお願いするものであります。

議案第49号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する独自利用事務を追加するため、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第50号は、令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御議決をお願いするものであります。

議案第51号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第52号は、高浜北部老人憩の家を廃止するものであります。

議案第53号は、高浜市やきものの里かわら美術館駐車場に係る借地契約に関し、損害賠償の額を決定し、和解するものであります。

続きまして、議案第54号、令和5年度一般会計補正予算（第4回）につい

て御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,116万3,000円を追加し、補正後の予算総額を172億156万9,000円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、吉浜幼稚園長寿命化改修工事費について、資材等の物価高騰に伴う入札不調により設計内容等の見直しを行ったため、限度額を増額させていただくものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正は、吉浜幼稚園長寿命化改良事業の限度額を増額させていただくものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項5目教育費国庫補助金の幼稚園費補助金は、吉浜幼稚園の長寿命化改修工事に対する補助金を増額いたすものであります。

18款1項1目基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、今回の吉浜幼稚園の長寿命化改修工事に係る増額補正の財源として増額いたすものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

10款4項1目幼児教育費の工事請負費は、吉浜幼稚園長寿命化改修工事費について、資材等の物価高騰に伴う入札不調などにより設計内容等の見直しを行ったため、増額させていただくものであります。

なお、本議案につきましては、工事スケジュールの関係上、早急に御採択いただく必要がございますので、その取扱いにつきまして御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第55号、令和5年度一般会計補正予算（第5回）について御説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億549万円を追加し、補正後の予算総額

を 173 億 705 万 9,000 円といたすものであります。

10 ページ、11 ページをお願いいたします。

地方債補正は、老人憩の家解体事業について、新たに限度額を定めるものであります。

54 ページ、55 ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

16 款 1 項 1 目財産貸付収入の旧高浜分院駐車場貸付収入は、医療法人豊田会が実施する旧高浜分院解体工事に必要な敷地の貸付料を計上いたすものであります。

17 款 1 項 2 目民生費寄附金の障害者福祉基金指定寄附金は、匿名の 2 名の方から 2 万円と 20 万円を御寄附いただいたもので、4 目総務費寄附金のシティプロモーション事業指定寄附金は、高浜工業株式会社様から 100 万円を御寄附いただいたものであります。

18 款 1 項 1 目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすもので、森林環境譲与税基金繰入金は、吉浜小学校長寿命化改良事業の庁用器具費の財源として増額いたすものであります。

19 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

その他の歳入につきましては、その大半が歳出と連動いたしておりますので、事業概要につきましては歳出のところで申し上げさせていただきます。

それでは、58 ページ、59 ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2 款 1 項 3 目市民活動支援費は、交付額の確定により減額いたすものであります。

8 目広報広聴活動費は、シティプロモーションの PR 動画の作成のため、報償金として映像制作謝礼を計上いたすもので、12 目企画費は、外国人早期適用教室の児童等が学校の長期休暇期間においても継続して日本語学習を行う機会を提供するための委託料を増額いたすものであります。

14 目電算管理費の 1、総合住民情報管理事業は、令和 6 年度より国民健康保

除税がQRコードを用いた共通納税を開始することに伴い、システム機能を追加するための委託料を増額いたすもので、2、情報系庁内LAN管理事業は、おくやみ窓口の開設に向けて、LAN回線等の工事費を計上いたすものであります。

20目諸費の1、自衛官募集事業は、重点市町村に指定されたことにより広告料を増額いたすものであります。

60ページ、61ページをお願いいたします。

2款2項1目賦課徴収費の3、市税賦課事業は、法人市民税に係る還付が多額に生じたことにより増額いたすもので、4、市税等徴収事業は、滞納繰越分及び国民健康保険税について、共通納税システムのQRコード等を納付書に印字するためのシステム改修に係る委託料を計上いたすものであります。

2款8項1目基金費の公共施設等整備基金積立金及び障害者福祉基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄附金を積み立てるもので、都市計画事業基金積立金は、令和4年度決算において都市計画税の充当事業に対して都市計画税収入が上回った余剰金を積み立てるものであります。

62ページ、63ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費は、いきいき広場のクッキングスタジオに電気温水器を設置する工事費を計上いたすものであります。

6目高齢者社会参加推進費は、高浜北部老人憩の家の解体工事費を計上いたすものであります。

7目介護保険推進費は、非常用自家発電設備を設置する地域密着型特別養護老人ホーム運営事業者に対し、防災等改修支援として補助いたすものであります。

13目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い増額いたすものであります。

15目国民健康保険事業費、16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により特別会計への繰出金をそれぞれ増減いたすものであります。

64ページ、65ページをお願いいたします。

3款2項3目家庭支援費は、申請者数の増加に伴い高等職業訓練促進給付金を増額いたすものであります。

66 ページ、67 ページをお願いいたします。

6款1項3目農業基盤整備費は、明治用水中井筋改修事業の施工箇所増加に伴い負担金を増額いたすもので、4目農地保全費は、国及び県の肥料高騰対策事業支援金の上乗せ補助として7.5%分を市が補助いたすものであります。

7款1項3目観光資源開発費は、当初見込んでいなかった「どうする家康」などのイベント参加に係る支出の増加が見込まれるため、観光協会への補助金を増額いたすもので、4目コミュニティ交通費は、コミュニティバスの見直し及び今後の公共交通の在り方を検討するに当たり、会議の開催回数の増加が見込める見込まれるため、報償金を増額いたすものであります。

68 ページ、69 ページをお願いいたします。

8款8項2目交通安全啓発費は、申請件数の増加に伴い自転車用ヘルメット購入費補助金を増額いたすものであります。

10款2項3目学校建設費は、吉浜小学校の長寿命化改良工事において施工箇所に変更が生じたため、庁用器具費を増額いたすものであります。

10款5項5目文化事業費は、かわら美術館・図書館の屋上修繕工事費及び多目的トイレ改修工事費などを計上いたすほか、かわら美術館・図書館第3駐車場の借地契約に係る補償金を計上いたすものであります。

3 ページにお戻りをお願いいたします。

議案第 56 号、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）ほか 4 特別会計の補正予算は、いずれも前年度繰越金の額の確定等に伴う補正を主な内容としております。

続きまして、議案第 61 号、水道事業会計補正予算（第 1 回）について御説明申し上げます。

補正予算書の 3 ページをお願いいたします。

今回の補正は、債務負担行為の追加をいたすもので、W i n g 収納代行業者変更業務委託料について、期間及び限度額を定めるものであります。

続きまして、決算の概要につきまして申し上げます。

決算書の4ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

認定第1号から認定第8号までは、令和4年度の一般会計ほか5特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

初めに、一般会計の歳入決算額は182億3,935万3,703円。歳出決算額は173億7,053万6,944円。差引残額は8億6,881万6,759円であります。

決算書の中ほど198ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3、歳入歳出差引額から4、翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた後、実質収支額は8億207万7,759円であります。

4ページの総括表にお戻りをお願いいたします。

特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額は34億7,214万9,958円。歳出決算額は34億20万7,877円。差引残額は7,194万2,081円であります。

土地取得費特別会計は、歳入決算額は6,218万4,643円。歳出決算額は829万9,721円。差引残額は5,388万4,922円であります。

公共駐車場事業特別会計は、歳入決算額は3,680万100円、歳出決算額は3,462万4,237円。差引残額は217万5,863円であります。

介護保険特別会計は、歳入決算額は31億2,647万8,405円。歳出決算額は29億9,194万1,681円。差引残額は1億3,453万6,724円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額は5億7,462万2,959円。歳出決算額は5億6,814万3,153円。差引残額は647万9,806円であります。

続きまして、水道事業会計及び下水道事業会計について申し上げます。

初めに、水道事業会計決算書の6ページ、7ページの水道事業決算報告書をお願いいたします。

収益的収入、水道事業収益は9億3,379万5,655円。収益的支出、水道事業費用は7億9,825万7,888円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入は6,966万248円。資本的支出は2億7,295万2,087円でありませす。

次に、下水道事業会計決算書の4ページ、5ページの下水道事業決算報告書

をお願いいたします。

収益的収入、下水道事業収益は9億7,427万8,969円。収益的支出、下水道事業費用は9億2,291万5,381円であります。

6ページ、7ページをお願いいたします。

資本的収入は10億5,993万3,150円。資本的支出は12億5,953万4,713円であります。

最後に、報告案件について申し上げます。

報告第11号は、財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の御報告をさせていただくものであります。

報告第12号は、市有自動車の事故に関し、損害賠償額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、その報告をさせていただくものであります。

以上が、9月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、同意1件、一般議案5件、補正予算8件、決算認定8件、報告2件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 それでは当局の方は退席をお願いいたします。

御苦労さまです。ありがとうございました。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 副主幹） それでは説明させていただきます。

9月定例会期及び会議日程につきましては、既に6月22日開催の議会運営委員会で決定をいただいておりますが、会期につきましては8月30日から9月27日までの29日間でございます。

議案の取扱いにつきましては、8月30日の本会議初日において同意第18号及び議案第54号を即決で願い、続いて議案の上程、説明を受け、報告第11号及び報告第12号の報告を受けます。

9月5日、第2日目と6日、第3日目の2日間是一般質問を行い、一般質問終了後に関連質問を願い、9月8日の第4日目は総括質疑、決算特別委員会の設置、議案の委員会付託をお願いいたします。

9月12日から14日までの3日間は、決算特別委員会において、議案第50号及び認定第1号から認定第8号までの付託案件の審査を願います。

なお、議案第50号、令和4年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び認定第7号、令和4年度高浜市水道事業会計の決算認定については、本会議での総括質疑、決算特別委員会での質疑ともに水道事業会計決算に係る案件での関連上、一括議題とさせていただきます。

また、9月12日の決算特別委員会終了後、決算審査現地調査として高取児童クラブ及び高取小学校への現地調査を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

9月20日の総務建設委員会においては、議案第49号及び議案第55号から議案第58号まで並びに議案第60号及び議案第61号の7議案を審査願います。

9月21日の福祉文教委員会においては、議案第51号及び議案第52号、議案第53号並びに議案第55号及び議案第59号の5議案を審査願います。

なお、補正予算につきましては、付託委員会の区分を明示したものを配付させていただきますので、御了承をお願いいたします。

最終日の9月27日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決の順に行います。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおり決めさせていただきますよ

ろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議のないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより、8月23日、水曜日の午前8時30分から午後5時までとします。質問の順序は受付順とします。

ただし、8月23日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は、抽せんにおいて質問の順序を決めさせていただきます。

なお、一般質問の通告に当たっては、質問の要旨を具体的に記載していただきますようお願いをいたします。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 決算特別委員会委員の選任について

委員長 事務局より説明を願います。

説（事務局 副主幹） 決算特別委員会委員の構成メンバーは、4年間の構成表で議長及び議選監査委員を除く12名と既にお決めにいただいておりますので、構成メンバーについて御報告させていただきます。

決算特別委員会委員は、橋本友樹議員、荒川義孝議員、神谷直子議員、野々山啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員の12名となります。

説明は以上でございます。

委員長 この9月定例会における決算特別委員会委員に、ただいま事務局から報告のありました12名を議長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(5) 請願書、陳情書及び意見書(案)の取り扱いについて

委員長 本日までに提出がありましたのは、請願書2件、陳情書4件であります。

請願第3号、第4号及び陳情第11号から第14号までについて、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説(事務局 副主幹) それでは、請願・陳情文書表と各請願書及び陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました請願2件及び陳情4件の付託委員会につきましては、請願第3号については総務建設委員会に、請願第4号及び陳情第11号から陳情第14号までについては福祉文教委員会に付託するというようお願いしたいと思います。

なお、陳情第3号及び陳情第4号につきましては、請願者より意見陳述の希望がありましたので御了承願います。

委員長 ただいま、各請願・陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 議会運営に関する申合せ事項について

委員長 本件については、議会改革特別委員会において9月定例会より総括質疑の通告制を正式に導入することが決定し、それに伴い、資料のとおり申合せを改正することが、去る8月18日の議会改革特別委員会において決定いたしました。

申合せ事項については、議会運営委員会で諮り正式な決定となりますので、お諮りをしたいと思います。

議会運営に関する申合せ事項について、資料のとおり改正することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、資料のとおり改正することに決定をいたしました。

よって、総括質疑を行う予定の方は、9月定例会開会2日目の8月31日、午後5時までに総括質疑通告書を御提出いただきますようお願いをいたします。

3 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 初めに、9月8日、金曜日、本会議第4日目の終了後、各常任委員会での自由討議に付する案件を選定するため、各派代表者会議終了後、議会運営委員会を開催いたしますので、御予定をお願いいたします。

続いて、令和5年12月定例会の日程を協議する議会運営委員会を9月21日の木曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思いますので、御予定をお願いいたします。

以上で案件は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 28 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長